

令和8年度 すみのえ運動遊び・体験プログラム事業業務委託 仕様書

1 業務名称

令和8年度 すみのえ運動遊び・体験プログラム事業業務委託

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

幼少期に必要な運動基本動作を、遊びを通じて自然に身につけることにより、こどもたちの運動習慣や体力の向上を図るとともに、様々な体験を通して自己肯定感や好奇心、挑戦する気持ちを育むことにより、こどもたちの心身の健やかな成長を促す機会を創出する。

4 業務内容

大阪市立粉浜幼稚園（以下「幼稚園」という。）における園児、区内公立保育所2園における園児（人数は各園の規模に応じて設定予定）等の自由遊び時間等の様子の観察や、幼稚園・保育所が抱えている課題等のヒアリングを行い、楽しく遊び感覚で運動に取り組めるようなニーズに沿ったノウハウを提供する。

併せて、園児のやる気や好奇心を引き出す役割としてプレイリーダーを養成し、プレイリーダーと園児とが一体となって運動遊びを行い、教員・保育士全体の専門性を向上させ、年間を通じた運動意識の醸成を図るとともに、幼少期からの運動習慣及び体力の向上に繋げていく。

さらに、探究的な見方・考え方を働きかせ、様々な体験プログラムを通して自己肯定感、好奇心、挑戦する気持ちを育み、こどもたちの心身の健やかな成長を促す機会を創出する。

具体的な業務内容は次のとおりである。

（1） 対象施設

ア 運動遊びプログラム

幼稚園及び区内市立保育所2カ所

イ 体験プログラム

幼稚園及び区内市立保育所など

（2） 実施計画書等の必要書類の作成等

受託者は、本委託業務を実施するに当たり、契約締結後1ヶ月以内に以下の項目を記載した実施計画書を委託者に提出し、承認を得るものとする。

ア 委託業務全体の工程表及びマネジメント計画

イ 本仕様書に示されている業務を確実に履行するための組織体制

ウ 下記（2）に係る実施方針及び幼児その他参加者の安全確保策

エ 連絡体制（緊急時を含む）

（3） 運動遊びプログラムの運営

ア 幼稚園が抱えている課題等のヒアリング及び運動遊びプレイリーダーの役割等について説明

- ・日 時：実施日時等については委託者及び幼稚園と協議のうえ決定すること。
- ・実施場所：幼稚園
- ・対 象：幼稚園教員（6名程度）
- ・内 容：幼稚園教員から園児の運動について幼稚園が抱えている課題等のヒアリングを実施しニーズを把握する。また、運動遊びやプレイリーダーの役割等についての説明や年間を通じた実施内容を共有する。

イ 運動遊び（プレイリーダーの養成）

- ・日 時：全4回程度（各回60分程度）
実施日時については委託者及び幼稚園と協議のうえ決定すること。
- ・実施場所：幼稚園
- ・対 象：幼稚園教員のうちプレイリーダー希望の2名程度
- ・内 容：幼稚園の自由遊びの時間等（約30分程度）にプレイリーダーと園児とが一体となって運動遊びを行い、その後教員にフィードバックする（約30分程度）

ウ 保育所が抱えている課題等のヒアリング及び運動遊びプレイリーダーの役割等について説明

- ・日 時：実施日時等については委託者及び幼稚園と協議のうえ決定すること。
- ・実施場所：御崎保育所、北加賀屋保育所
- ・対 象：保育所職員（保育士）（各5名程度）
- ・内 容：保育所職員（保育士）から園児の運動について保育所が抱えている課題等のヒアリングを実施しニーズを把握する。また、運動遊びやプレイリーダーの役割等についての説明や年間を通じた実施内容を共有する。

エ 運動遊び（プレイリーダーの養成）

- ・日 時：全8回程度（各保育所×4回：各回60分程度）
実施日時については委託者及び保育所と協議のうえ決定すること。
- ・実施場所：御崎保育所、北加賀屋保育所
- ・対 象：保育所職員（保育士）のうちプレイリーダー希望の2名程度
- ・内 容：保育所の自由遊びの時間等（約30分程度）にプレイリーダーと園児とが一体となって運動遊びを行い、その後保育所職員（保育士）にフィードバックする（約30分程度）

（4）体験プログラムの実施

- ・対象施設：幼稚園、市立保育所など（合計6回程度）

ア 体験プログラム実施期間

契約日以降令和9年2月27日までの間で、対象となる幼稚園・保育所園児などが参加しやすい日程かつ学校園の行事等を配慮したスケジュールを提案すること。

イ 体験プログラム実施回数と実施時間

1回90分～120分、幼稚園、保育所等での体験プログラム 計8回程度

ウ 体験プログラム実施場所

体験プログラム実施の際は当該園等の講堂などの施設を使用するものとする。

なお、当該施設に備え付けのイス、長机、ホワイトボード等を使用できることとするが詳細については発注者と協議すること。

(5) 物品等及び手引書等の提供

運動遊びの実施に際し、より効果的と思われる物品等及びプレイリーダー等の養成に必要な手引書等については、受託者において用意するものとする。

(6) アンケート調査の実施

運動遊びの実施前と実施後に各園等の教員・職員（保育士）を対象としたアンケートを実施すること。

設問内容については委託者と協議のうえ決定し、調査結果について委託者に情報共有すること。

(7) 園児に対する効果検証

運動遊びの実施前と実施後に園児に対してどのような効果が見られたのかを検証すること。

(8) 業務報告書の提出

本業務完了後、業務完了届とともに次の内容を記載した業務報告書を速やかに提出すること。

・業務報告書：実施内容や参加者数等実績報告

事業全体をとおした課題並びに改善案

5 契約上限額

金 2,747,250円（消費税及び地方消費税を含む）

6 契約金額の支払い

業務完了届の提出後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。また、契約価格は、資料収集に関する経費など、本業務に関する一切の経費を含めるものとする。

7 その他業務等に関する事項

(1) 著作権

事業実施に際し作成した著作物にかかる著作権は受託者に帰属するものであり、委託者は著作権法の定めに従って取り扱うものとする。

(2) 商標の使用

受託者が商標登録を行なっている場合、委託者がPR等の目的でその名称を使おうとする場合は、その商標権が受託者に帰属することを明示するとともに、その使用形態を事前に受託者に説明し、受託者の許諾を得るものとする。

(3) 秘密保持

委託者及び受託者は、本契約の内容、及び本契約の履行に関連して知り得た相手方の秘密事を相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

また、委託者は、指導業務を通じて取得したプログラムの指導方法等のノウハウについて、事前の受託者の承諾を得ることなく、公表しないものとする。

(4) 個人情報

本事業の実施にあたっては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保

護条例の主旨をふまえ、次に掲げる事項を遵守すること。

- (ア) 個人情報の取扱いについては、本市関係法令（ガイドライン含む）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないように十分に留意すること。
 - (イ) 個人情報保護規定を定め、保護責任体制を確立しておくこと。
 - (ウ) 個人情報が適正に取り扱われるよう従事スタッフを教育すること。
 - (エ) 同一法人であっても他の者が個人情報を閲覧できないよう、適切に管理すること。
 - (オ) 定期的に調査等を行いながら、個人情報の取り扱いに問題がないか確認すること。
 - (カ) その他個人情報管理に対して必要かつ十分な措置を講ずること。
 - (キ) 本業務の従事者または従事者であった者は、本業務の実施にあたり知り得た個人情報を、契約期間中はもとより、契約終了後においても適切に管理し、第三者への提供や本事業以外の目的に使用してはならない。
 - (ク) 個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告できるような体制を整備すること。
- 業務遂行にあたり、知り得た個人情報は、個人情報保護法や大阪市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。

(5) その他

- (ア) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定すること。
- (イ) この仕様書のほか、暴力団等の排除、公正な業務執行に関しては、特記仕様書に定める。
- (ウ) この仕様書のほか、障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施に関しては、特記仕様書に定める。

8 担当課及び問合せ先

大阪市住之江区御崎 3-1-17

住之江区役所保健福祉課（教育担当）

電話 06-6682-9993

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

【住之江区役所総務課（コンプライアンス担当連絡先：06-6682-9625）】

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めるこ。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：06-6682-9625）に報告しなければならない。

（障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施）

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること